

# サイバーセキュリティ人材フレームワークに関する検討会の開催について

令和 7 年 10 月 6 日  
内閣サイバー官決裁

## 1. 趣旨

「人材フレームワーク」の策定およびその利活用に向けた所要の検討を進めるため、内閣サイバー官の私的懇談会として、サイバーセキュリティ人材フレームワークに関する検討会（以下「検討会」）を開催する。

## 2. 構成

- (1) 検討会の委員は、サイバーセキュリティ人材について優れた見識を有する者であって内閣サイバー官が委嘱した者とする。
- (2) 検討会に座長を置く。検討会の座長は、内閣サイバー官が指定する者とする。
- (3) 内閣サイバー官は、検討会に座長代理を置くことができる。座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、座長を代理する。

## 3. 運営

検討会の運営は、国家サイバー統括室（以下「NCO」）において行う。NCO は、必要があると認めるときは、その運営の補助を委託することができる。

## 4. その他

前各号に掲げるもののほか、検討会の運営に関する事項やその他必要な事項は、座長と NCO が協議の上で定める。